

株式会社 GREEN

GREEN サービス会員  
利用規約

※契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。

## パソコンあんしん補償

### 第 1 条（会員補償制度）

機器補償サービス（以下「当サービス」とする）の規約を定める。

1.当社は、会員が補償対象と登録している PC（タブレット PC も含む）を起動不良、物理故障や破損、システム故障により当社への届け出がなされ、これによって本会員が被る損害をてん補します。

2.補償期間は、当社が別に指定する加入日から 1 年間とし、更新月の一か月前までに双方の申出がない場合は更に 1 年間毎年自動的に継続されるものとします。

3.補償対象機器は、windows(windows10,11)、MacOS（10,15 以降）等の、現在サポート継続中の OS に限ります。その条件・除外対象は以下のとおりです。

#### ◆対象機器の条件

a.電気通信サービスによりインターネット（Wi-Fi 接続のみも含みます）に接続可能となった機器であること。

b.利用者が所有していること。

c.利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装（ケース）割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。

d.日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。

e.日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

f.新品として購入した対象機器については、購入後 7 年以内かつ購入日を証明する証憑（保証書、レシート等）を提出できること。（証憑（保証書、レシート等）を提出できないものについては、機器の型番ごとの製品発売日より 7 年を経過していないこと）

g.中古品として購入した対象機器については、機器の型番ごとの製品発売日より 7 年を経過していないこと。

#### ◆対象機器から除かれるもの

a.対象機器の付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・外部記録媒体など）

b.対象機器内のソフトウェア。

c.レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。

d.過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。

e.第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。

f.製造業者、販売会社、メーカーによる補償が適応される機器

#### ◆「故障等」の内容

a.自然故障…対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

b.破損…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含まれます。）により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

c.水濡れ・水没…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含まれます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※全損・一部損…全損は、上記 a・b を原因とした故障であり、かつ修理店（当社の修理サービスも含まれます。）での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。

※対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

4.次の場合、当社はてん補の責を負いません。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害。

(2) 損害の発生が補償期間外の場合。

(3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受け身の回りの世話をする者など、会員の関係者自らの行為または加担した機器損害に起因する場合。

(4) 本条第 4 項の義務を会員が怠った場合。

(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。

(6) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。

(7) 破損した機器が機器メーカーによる補償が適応される場合。

(8) 対象機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。

(9) 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。

(10) 本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

(11) 本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）

(12) 対象機器の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。

(13) メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象機器の場合。付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。）

(14) 自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の自由に起因する故障等の場合。擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象機器の通信機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。

(15) 利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

(16) その他本規約に違反する使用に起因する損害

5.本会員は、損害請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん

補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。

6.補償の限度額は破損した機器の原価償却を考慮し現在の価値を上限とします。対象機器全て、上限金額 33,000 円（税込）かつ年に一度のみ請求できるものとします。

7.機器補償サービス提供期間中に、故障等した対象機器の交換部品に関しましては、当社による同製品の取り寄せが不可能な場合、代替品または互換品で対応致します。

#### 提出必要書類

##### 【一部故障・破損の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- ②修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの
- ③損害状況・損害品の写真
- ④その他当社が求めた書類、写真

##### 【全損・紛失の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- ②修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象機器が全損したことが証明できるもの
- ③交換・新規購入した際の領収書等、対象機器に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④盗難・遺失物届出に伴う警察署発行の証明書（届出受理番号が証明できるもの）
- ⑤火災等の場合、罹災証明書（消防署）
- ⑥その他当社が求めた書類、写真

**【重要事項説明】（※特定商取引法に基づく表示）**

ご利用にあたって、GREEN サービス会員規約および、本頁に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

GREEN サービス会員規約をご覧ください。

(1)ご利用料金

◆パソコンあんしん補償

月額基本料金 各 1,100 円（税込）

※更新月以外に解約した場合、違約金として 11,000 円（不課税）をお支払いいただきます。

(2)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、お客様が現在弊社に登録されている支払方法にてお支払いいただきます。

- 1.クレジットカード
- 2.口座振替
- 3.銀行振込
- 4.その他弊社定める決済方法

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

※指定決済方法で決済が不可能な場合、弊社が定める上記他の決済方法にて決済をさせて頂きます。

(3)サービスの提供時期

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。

(4)サービスに隠れた瑕疵がある場合の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。

当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの基本性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、及び逸失利益についての責任を負いません。

(5)返品

サービスの性質上、返品は承っておりません。

## (6) 申込の撤回・契約の解除

申込の撤回・契約の解除については、以下に記載の「契約の申込の撤回」「初期契約解除制度に関するご案内」に従いますので、それぞれご確認ください。これに定めるものを除き、お客様都合での申込の撤回及び契約の解除は承っておりません。なお、サービスに関する利用契約の解除又は解除に関する書面的ご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には「GREEN 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

### ■ 契約解除書面の送付先

宛名 株式会社 GREEN 顧客カスタマーセンター

■住所 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

### 契約の申込の撤回

1. お客様が電話勧誘販売または訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録で当社に通知することにより無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができ、その効力は書面を発したときから発生します。
2. この場合お客様は①当社から損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②既に引き渡された商品の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③お客様は既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額を請求されることはありません。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリングオフをすることが出来ます。

#### <郵送の場合>

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室

#### <FAX の場合>

GREEN 事務センター FAX : 050-3488-4512

#### <メールの場合>

info@green06-co.jp

